

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から同年 9 月まで

昭和 61 年 2 月に会社を退職した際に、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒にし、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立期間を除き未納は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間前後における厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、国民年金加入に伴う保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の年金制度に対する意識は高かったものと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない事情等は見当たらない。

さらに、納付場所や納付方法等、申立人の納付状況に係る説明に不合理な点は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで
申立期間のうち、昭和39年9月に結婚しA村に転居した後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を役場で納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、申立期間のうち、婚姻後の昭和39年9月以降は自分が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、婚姻前の39年4月から同年8月までの納付方法については明らかにしておらず、申立期間の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は42年4月に加入手続きし、資格取得日を20歳到達時まで遡^{さかのぼ}ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、39年9月当時には国民年金に未加入であった申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする主張は不合理である。

加えて、昭和39年9月から42年3月までの期間は申立人の夫も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から54年3月まで

昭和48年10月に会社を退職し、同年11月ごろに妻が市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。

加入手続の際、窓口で、厚生年金保険の手帳があるはずなので手帳を持ってきてほしいと言われ、退職した会社に厚生年金保険の手帳を再発行してもらったことを覚えており、国民年金の加入手続後にオレンジ色の手帳が郵送されてきたのを覚えている。

国民年金保険料は、市役所から送付された納付書により、妻が夫婦二人分を、毎月か2か月分ぐらいをまとめて金融機関で納付していたはずであり、申立期間について、妻の国民年金保険料が納付済みになっているのに、自分の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和56年9月16日に加入手続し、資格取得日を、厚生年金保険の資格を喪失した48年11月1日まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和48年11月ごろに国民年金加入手続を行った際に、退職した会社で厚生年金保険の年金手帳を再発行してもらったとしているが、その当時、厚生年金加入者については年金手帳を発行していなかったことから不合理であり、申立人が退職した会社から再発行されたと

する厚生年金保険の手帳は、49年11月以降でなければ交付されない三制度共通年金手帳である上、仮に、申立人が48年11月に国民年金の加入手続を行ったとすれば、その時点で交付される手帳は国民年金手帳であり、その色は申立人が主張するオレンジ色では無い。

加えて、申立人の妻は昭和47年12月22日に国民年金に任意加入し、その後、61年4月に第3号被保険者となるまでの間、国民年金の種別変更手続を行っていないが、市では、国民年金の被保険者名簿を世帯管理しており、夫婦のいずれか一方に資格取得又は資格喪失が生じた場合は、必ず手続する者に必要な手続を行うよう案内していたとしていることから、48年11月に申立人の国民年金への加入手続を行ったとする申立人の妻が、その時点で妻自身の国民年金の種別変更手続を行わないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答を得た。

申立期間に係る脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 38 年 6 月から 47 年 10 月までに、資格喪失した女性社員のうち、脱退手当金の受給資格がある者は 20 人いるが、このうち、脱退手当金の支給決定がなされているものは、申立人だけとなっていることから、事業所による代理請求がなされたものとは考え難い。

しかし、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 6 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず 3 年以上国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立期間における事業所の退職手続等の記憶も定かでないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から29年11月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和25年4月から29年11月までの期間は、A事業所に通年で継続勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として該当が無いことから、B事業所に照会したところ、「A事業所は、昭和29年7月にC事業所より分離して開設され、30年8月1日にD事業所に改称された。」との回答を得ており、C事業所及びD事業所が適用事業所になったのは32年5月1日であることから、申立期間については適用事業所となっていない。

さらに、B事業所に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の記録は残っておらず、申立人が勤務していたかどうかは不明であるが、当時の規定によると、厚生年金保険の加入の取扱いについては、『加入希望者がある場合につき加入手続を取る。』こととされていることから、当時は、規定に基づき厚生年金保険の加入手続が行われていたと思われる。」との回答を得ている。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚二人に照会したところ、一人は、「私は、昭和30年以前からD事業所で勤めていたが、申立人が勤務

していたかは分からない。」としており、もう一人は、「私は、昭和 30 年ごろから季節労働でD事業所に責任者として勤務していたが、申立人の名前に記憶が無い。」との供述を得ている。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から32年8月5日まで

A社に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、昭和30年11月から33年9月までの期間は、A社に継続して勤務し、給与から保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和32年8月5日から33年9月8日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が同僚だったとする者二人に照会したところ、一人は、「私は、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と供述しているものの、もう一人は、「試用期間があり、私は入社後数か月は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述を得ている上、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる複数の者に照会したところ、「私は前職場を退職後すぐに同社で勤務し始めたものの、最初の数か月間は厚生年金保険の加入記録が無い。」、「私は、厚生年金保険資格取得日の少なくとも4か月前には、既に同社で勤務していたと思

う。」との供述を得ていることから、当時の事業主は、従業員すべてを入社後ただちに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人が勤務し始めた時には既に退社していたとする者は、昭和 31 年 11 月 1 日に資格喪失していることが確認できることから、申立人の勤務期間については、申立期間よりも短期間であったことが推認できる。

また、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。